

朝鮮王朝における中国篆書の受容状況

——『承政院日記』を中心に——

曹 悦

The Selective Acceptances of Chinese Seal Script Calligraphy on Seal Scripts in Joseon Dynasty of Korea

—Focusing on the *Seungjeongwon Ilgi*—

CAO Yue

Qing Dynasty was a very important period in the history of Chinese calligraphy. In this period, the system of calligraphy was completely, and the development of each script calligraphy became much more mature. Chinese calligraphy was not only influenced the Edo Japan, but also influenced Korea in Joseon dynasty. At that time, the Sino-Korean relationship during Ming-Qing period has been regraded as tributary relation, and the both side dispatched the diplomatic envoy to communicate. The Joseon dynasty of Korea was deeply influenced by the Ming-Qing period of China. The *Seungjeongwon Ilgi* is the most important official record of Korea, and there are many materials of seal script calligraphy. This paper will focus on the *Seungjeongwon Ilgi*, and then analyzing the materials of seal script calligraphy. Consequently, we can see the status of seal script calligraphy of China in the official Korea in Joseon dynasty.

Keywords: Joseon dynasty, Seal script calligraphy, *Seungjeongwon Ilgi*, Confucian thought, Imperial examination system

キーワード：朝鮮王朝、中国篆書、『承政院日記』、儒学思想、科举制度

はじめに

清代は、中国の書道史上、非常に重要な時代であり、書道の発展体系が整備され、各書体が盛んに発達し、一方は海上から日本に伝播し、他方は陸上から朝鮮に伝播した。この文化活動によって各国の文化交流がもたらされ、清代の文化は、日本や朝鮮に伝播し、その影響は深遠であった。当時の朝鮮王朝は、清の文化と密接に交流し、朝貢と冊封の関係を維持して、燕行使を中国に派遣して交流することで、中国の思想や文化の影響を強く受けた。そうした状況の報告として、朝鮮王朝の承政院の日記が遺存し

ており、そこには様々な篆書書法に関する資料が含まれている。

『承政院日記』は朝鮮王朝最大の機密記録であり、当時の文書出納を司る機関である承政院が、時系列に編纂した王の活動を中心とする国政記録である。承政院は、朝鮮定宗（1357年-1419年）の時に設置された国家機関であり、国家の機密事項をすべて主管している。そのため、『承政院日記』には、他の史書に掲載されていない内容が多く含まれており、高い歴史的価値をもっている。『承政院日記』は、後に『朝鮮王朝実録』や『時政記』などを編纂するために必要な資料を提供するだけでなく、後世の王たちが政務を処理するための参考にもなった。『承政院日記』の特殊な性格とは、継承する国王たちの同時代的な記録を基本にしているため、謄写し記録する過程の中で、厳密に記載することが要求され、一字一句を増減できないという特質をもっている。

本稿では『承政院日記』の内容を分析して、朝鮮王朝の支配とその思想的立場、さらに科挙をめぐる制度の有効性について明らかにしたい。

一 『承政院日記』の性格

『承政院日記』の編纂は主に承政院注書が担当した。毎日1名の注書と2人の翰林が王の身の世話をし、時事を記録し、退席した後に互いに照合し、補充し、さらに毎日承政院を経由した文書と日付、座目、天気などの内容を加え、謄写して1日の日記を作り、毎日1編に編成し、原則として一カ月に1冊をまとめた。日記の記録が完璧に正確であることを確保するために、君王は群臣が上奏するとき、できるだけ遅く大声で述べることを要求し、記録に間違いがあれば、値注書は厳しく追及される。毎日の日記の冒頭には日付や天気などが記録され、文書部分には王の命令や官衙臣僚の上奏啓辞が含まれており、謝酌部分には王の挙動や君臣奏対の詳細な記録が見られる。『承政院日記』に収録されている文書は、非常に古い原初的な性格が強く、朝鮮の他の文献や中国関連文献の不足を補うことができる。

現存する『承政院日記』には、仁祖元年（1623年）3月から純宗四年（1910年）までの記録が残されている。仁宗以前の日記は「壬辰倭乱」によって失われた。この日記には干支と授時暦の2種類の紀年法が用いられており、合計3243冊、文字数は2億4250万字に達することから、世界中でも最大規模の時代史文献となっており、その内容は政治、経済、軍事、社会、文化など様々な面を網羅している。その中で、篆書書法に関連する部分があり、中国の篆書書法が朝鮮王朝に与えた影響や、朝鮮王朝の篆書書法を受容状況などを研究する上で重要な役割を果たしている。

『承政院日記』は、王朝政府の史料として、廟号によって12人の王が在位していた間の日記である『銀台条例』や『銀台便考』において篆書書法が言及されており、統計によると1530箇所（表1）、内容のキーワードは「篆文書写官」、「朔書篆文」（朔篆）、「篆額」、「篆文科次」、「篆字試官」、「篆法」などである。『承政院日記』では関連する内容が多いため、本文は関連する内容を各王の在位期間中の代表する部分を挙げて分析することで、朝鮮王朝における政府の視点から中国篆書書法の受け入れ状況を解明する。

表1 『承政院日記』の中で篆書書法に関連する資料の一覧

番号	廟号	韓国語	在位期間	個数
1	仁祖 (1595-1649)	인조	1623-1649	29
2	孝宗 (1619-1659)	효종	1649-1659	43
3	顯宗 (1641-1674)	현종	1659-1674	52
4	肅宗 (1661-1720)	숙종	1674-1720	151
5	景宗 (1688-1724)	경종	1720-1724	35
6	英祖 (1694-1776)	영조	1724-1776	434
7	正祖 (1752-1800)	정조	1776-1800	195
8	純祖 (1790-1834)	순조	1800-1834	130
9	憲宗 (1827-1849)	헌종	1834-1849	64
10	哲宗 (1831-1863)	철종	1849-1863	99
11	高宗 (1852-1919)	고종	1863-1907	271
12	純宗 (1874-1926)	순종	1907-1910	10
13	『銀台条例』			2
14	『銀台便考』			14

二 『承政院日記』と儒学思想

中国北宋年間、儒学思想は、旧来の制度の垣根を突破して新たな成長を迎え、百年ほどの浮沈と堆積を経て南宋期に朱子学として成立した。特に元王朝時代における儒学思想は、元佑年間に直接官学的な地位に上昇し、その発展速度を見ることができる。当時の元王朝は高麗王朝とのつながりを頻繁にし、両国間の関係は非常に緊密になった。国と国の緊密さは直接的に文化思想を融和させ、高麗末期（13世紀頃）には朱子学に代表される儒学が国境を越えて東に広がり、朝鮮地方を席卷するようになった。

朝鮮王朝時代（1392年-1910年）には、新儒学は東に伝播して仏教の支配的な地位に取って代わるようになったが、これは偶然ではなく、また、単に文化間の単なる競争でもなく、支配階級の意志を伝えるという流れを背景にしていた。高麗末期に、朝鮮支配階級には2種類の違う思考が存在していた。一つ目は、李崇仁（1349年-1392年）、李穡（1328年-1396年）、鄭夢周（1337年-1392年）らに代表される保守派が存在し、彼らは既存の支配状態を守り、新しい勢力の発生を妨げ、それによって旧来の階級の利益を守るよう努めた。2つ目は、鄭道伝（1337年-1398年）、趙浚（1346年-1405年）、河倫（1347年-1416年）、李成桂（1333年-1408年）らに代表される改革派であり、彼らの訴えは既存の古い制度を覆して新しい政権を確立することであった。その実質も自己の勢力を敵対する勢力による攻撃から守るために、利益の最大化を図るためであった。派閥間の闘争の本質は、この階級の利益を守るためであって、国家を安全に統治し、人民の幸福を守るというのは美名にすぎなかった¹⁾。最終的に改革派は、この闘争に勝利し、間接的に朝鮮王朝の儒教化を加速させた。朝鮮王朝は成立後から朱子学を統治理念として、新しい支配階級は新しい儒学を学ぶことを呼びかけ、勝利した士大夫階層は従来の仏教思想を攻撃し始めた。朱子学はこの争いによって次第に支配階級の指導的思想へと昇格し、それを政治的権利の正統性として

1) 戴瑞坤、『中日韓朱子学陽明学之研究』、文史哲出版社、2000年、第67頁。

理論的な支持を提供しようとした。ある意味で、朝鮮王朝と儒教の協力は両者の選択の結果であり、支配階級は自己の利益を守るために儒家思想を選択し、また、儒家思想の方も新興の支配階級に奉仕することで、根本的な利益を維持することができた。

『承政院日記』には、儒学の正統思想の影響も大きい。篆書書法を使うことは、王の支配の政治的な表現でもあって、良好な政治環境により朝鮮王朝において重視され発展した。本節では、「篆文書写官」、「朔書篆文」（朔篆）と「篆額」に関する資料を列挙して分析し、儒学的な思想の影響を受けた政府側に立つ篆書書法の発展状況を解明する。

1 篆文書写官

『承政院日記』に記載されている篆書書法に関連する内容の中で、最も使用頻度が高い言葉は「篆文書写官」である。基本的には、各王の在位期間の中で、日記に「篆文書写官」の言葉が見られることから、当時の政府では篆書書法が使われており、専門的な書記官が置かれていたことがわかる。内容は以下の通りである。

備忘記、世子冠禮時主人慶昌君、賓右議政申欽、各鞍具馬一匹、贊禮曹判書李廷龜、熟馬一匹、篆文書寫官金尙容、竹冊文書寫官韓仁及進脯醢柳恒、各半熟馬一匹賜給。傳教官鄭廣敬、副提調積善正得仁輔德李植、竝加資。²⁾

西暦1625年、すなわち仁祖3年2月5日、中国の明代の熹宗天啓5年、『承政院日記』の第4冊には、仁祖は半熟馬を1頭、篆文書写官金尙容に下賜したと記されている。当時の朝鮮王朝には専門的な篆書書写官が置かれており、他の官吏と同様に支配階級からの福利厚生を受けていた。

書寫官左副承旨申翊全、誌文製述官大提學趙綱、書寫官左參贊吳竣、諡寶篆文書寫官呂爾徵、都承旨金南重、虞主題主官承旨李時棟、哀冊文書寫官校理李正英、竝加資。³⁾

西暦1649年、すなわち孝宗即位年、中国清代では世祖順治6年に対応し、10月23日、『承政院日記』第109冊に各書写官の名前が記録され、仕事の区分を細かく記すなど、分業が明確であるとともに、篆書書法を「宝篆文」と呼んでいることから、当時の篆書書法の地位の高さを見ることができる。

誌文製述官吏曹判書宋時烈、書寫官吏曹判書宋浚吉、諡冊文製述官行副護軍趙綱、書寫官右參贊宋浚吉、哀冊文製述官吏曹參判李一相、書寫官左尹申翊全、諡寶篆文書寫官右承旨金壽恒、虞主題主官右參贊吳竣、提調戸曹判書許積、禮曹判書尹絳、都廳行司直鄭萬和、竝加資。⁴⁾

2) 『承政院日記』、国史編纂委員会、1巻、大韓美術精版社、1961年6月、第93-94頁。

3) 『承政院日記』、国史編纂委員会、6巻、大韓美術精版社、1961年6月、第173頁。

4) 『承政院日記』、国史編纂委員会、8巻、大韓美術精版社、1961年6月、第802頁。

西暦1659年、すなわち顕宗即位年、中国清代の世祖順治16年の12月10日には、『承政院日記』第159冊に以下のような記録が残されているが、それは孝宗時代の記録と類似しており、宝篆文書写官と呼ばれる者が各官職の名前を列挙して賞を賜わった。

員役工匠等、令該曹、分輕重米布磨鍊題給、一人雖兼數事、毋得疊授、教命製述官大司憲趙復陽、書寫官判書金佐明、竹冊文製述官判書金壽恒、各熟馬一匹、書寫官參判柳滄加資、玉印篆文書寫官郡守洪錫龜、熟馬一匹賜給。⁵⁾

西暦1667年、すなわち顕宗8年3月20日、中国清代の聖祖康熙6年、『承政院日記』第200冊の記録には、各官職名が記録されているが、この記録には、単に篆文書写官ではなく、「玉印篆文書写官」となっており、当時は印章文字を専門としていた篆書書写官が置かれていたことが述べられており、篆文書写官という官職を詳細に記すことで、各書写官それぞれの担当が明らかになっており、支配者にとって管理に有利であったと説明されている。

判尹李正英疏曰、伏以臣本不才、一藝不能、至於篆字、尤未通曉、而前後承乏、屢膺謬選、每當書寫、自知不足。到今犬馬之齒、且踰六十、手戰眼暗、字劃難成、而都監不諒此狀、今此寶篆書寫之任、循例啓下、臣即將實狀、以不可不啓遞之意、言于都監都提調、則云無人可代、第姑書之、臣不得已勉勉書寫、而玉寶則未成、故先書金寶篆文、而僅僅排字、劃不如意、方以誤事爲慮。幸於此際、聖明下察此狀、改付他人、公私幸甚、而惟是金寶書役、因都監啓稟、使之仍存、臣於是、益不勝悶蹙焉。雖曰既書、不用何難、而知其未盡、苟且仍存、以誤大事乎？伏乞聖明、更垂睿察、亟命遞改臣金寶書寫之任、以重大事、不勝幸甚。臣無任惶恐竢罪之至、謹昧死以聞。⁶⁾

西暦1676年、肅宗2年7月29日、すなわち中国清代の聖祖康熙15年、『承政院日記』第255冊の記録では、判尹李正英は、不才で篆字に通じず、能力不足を自覚していたため、上から任命して宝篆書を書き上げさせたが、当時は誰も代わりがなく、正確に書くことができなかつたので、躊躇して字を書いたため、筆画が思い通りにならず、誤記を心配していた。当時の官吏からすれば、篆書書法は難しく、また、篆書を書写するときに誤解が多かつたことから、正式かつ厳格であつたことは、支配階級の統治思想と密接に関係して、篆書書法の地位は強固に昇華されたのである。

提調吏曹參判李世最、誌文書寫官前副提學尹淳、哀冊文製述官工曹參判李師尙、書寫官禮曹判書李眞儉、謚冊文書寫官京畿監司徐命均、寶篆文書寫官表石大字篆文書寫官虞主書寫官吏曹參判李世最、都廳副司果沈竣、表石陰記書寫官副司果李眞洙、竝加資。⁷⁾

5) 『承政院日記』、国史編纂委員会、10巻、大韓美術精版社、1961年6月、第891頁。

6) 『承政院日記』、国史編纂委員会、13巻、大韓美術精版社、1961年6月、第506頁。

7) 『承政院日記』、国史編纂委員会、31巻、大韓美術精版社、1961年6月、第675頁。

西暦1724年、すなわち英祖即位年、中国清代の世宗雍正2年12月25日の『承政院日記』第582冊には「表石大字篆文書官」と記載されていることから、単独の篆書書写官のほかに、表石の大字を細分化した篆文書書写官がいたことがわかる。この記録から篆書書写官、玉印篆文書写官などとの分業が明確になっていることがわかる。

林著喆、以嘉禮都監都提調意啓曰、今此嘉禮時教命文製述官書寫官、玉冊文製述官書寫官、教命篆文書寫官、金寶篆文書寫官、別單書入之意、敢啓。傳曰、知道。⁸⁾

西暦1802年、純祖2年8月17日、すなわち中国清代の仁宗嘉慶7年、『承政院日記』第1857冊に記録されている金宝篆文書写官は、篆書の地位が高いことがわかる。

國葬都監諡狀製述官趙寅永、預差洪義俊、行狀製述官右議政朴宗薰、預差李止淵、諡冊文製述官左議政洪奭周、預差鄭基善、書寫官金迪根、預差金蘭淳、哀冊文製述官奉朝賀南公轍、預差徐俊輔、書寫官洪義俊、預差金箕殷、表石陰記製述官領議政沈象奎、預差李勉昇、書寫官趙萬永、預差李紀淵、誌文製述官金迪根、預差朴綺壽、書寫官鄭基善、預差徐耕輔、改銘旌書寫官金炳疇、預差徐能輔、下玄宮銘旌書寫官金賢根、預差金在昌、表石大字篆文書寫官朴周壽、預差洪命周、寶篆文書寫官領府事李相璜、預差洪顯周、國葬都監都廳朴宗吉李在鶴、監造官沈能容尹應圭尹致應李玄璋、山陵都監都廳洪祐順李遠翊、監造官李章鉉趙雲近沈樂憲姜世閔。⁹⁾

西暦1834年、すなわち憲宗即位年、中国清代の宣宗道光14年、11月26日の『承政院日記』第2309冊の記録では、当時の各書記官の氏名があらかじめリストアップされていることから、分業が明確であることがわかり、王は秩序を支配していたことになる。

宮内府大臣李允用奏、裕陵表石修改時、篆文書寫官、以宮内府特進官閔泳韶差下、何如？奉旨依奏。¹⁰⁾

西暦1907年、すなわち純宗1年8月11日、中国清代の徳宗光緒33年、『承政院日記』第3212冊の記録では、宮内表石を修繕する必要があり、派遣された篆文書写官の上奏が必要であったことから、篆文書写官の地位が高く、厚遇されていたことがわかる。

以上の内容から、各王の在位期間中に「篆文書写官」という語彙が頻繁に記されており、当時、篆書を宝篆文と呼びつつ「宝篆文書写官」という名称が多用されていたことが明らかである。また、篆文書写官は、独立した官吏として記名があり、王の委任と恩賞などを得ることができるが、篆文書記官にお

8) 『承政院日記』、国史編纂委員会、98巻、大韓美術精版社、1961年6月、第687頁。

9) 『承政院日記』、国史編纂委員会、116巻、大韓美術精版社、1961年6月、第28頁。

10) 『承政院日記』、国史編纂委員会、高宗15巻、大韓美術精版社、1961年6月、第956頁。

いては、日常の記録を書いた内容のほかに、「表石大字篆文書記官」、すなわち表石の大字を書く篆文書写官、および「玉印篆文書写官」、すなわち印章文字を篆書書法で書く官僚らがいた。政府は、篆文書写官を分類することで、各官職を担当させるとともに、朝鮮王朝における篆書書法の重視という姿勢を示したのである。

2 朔書篆文（朔篆）

『承政院日記』には、「朔書篆文」や「朔篆」の内容が記されており、40歳以下の文臣が毎月受験するために、承政院に篆書書法を提出しなければならないという。その意味で、この語彙は、仁祖、孝宗、顯宗、肅宗、英祖、正祖、純祖、哲宗という八人の王の在位中の日記であり、「銀台条例」、「銀台便考」にも何度も登場しており、以下のように「朔篆」に関する内容を列挙したものである。

政院啓曰、胡變之后、因承旨李明漢啓辭、朔書篆文等事、竝皆停罷、至今不復、勸獎之道、殊似欠缺、自今年更爲申明舉行、何如？傳曰、依啓。¹¹⁾

西暦1630年、すなわち仁祖8年、中国明代の毅宗崇禎3年、1月16日、『承政院日記』第29冊に記録された内容は、承政院に上奏し、朔書篆文などの件が騒乱の原因となるために停止されたが、今では再開すべきであり、それまでの支配制度として恢復させる必要があると述べられていて、朔書篆文の地位も高くなり、騒乱の後も肯定されていることがわかる。

趙胤錫啓曰、以漢城參軍李瑞雨篆文朔書、傳曰、此篆文中、朝字如是寫進、此何體樣耶事、傳教矣。招問李瑞雨、則以爲篆文、不能習熟、依倣法帖而書之、此字樣、在於篆韻中云、取考篆韻、則果在於各體中變畫之類、而右邊一畫、有加於古本、稍似失真矣、敢啓。傳曰、知道。¹²⁾

西暦1661年、顯宗2年、すなわち中国清代の世祖順治18年、6月4日、『承政院日記』第168冊の記録が残っているが、朔書篆文の中の字法の方は不正確で、考証によってその字の由来を発見したとあり、当時の朔書についての規範の厳しさがわかる。

趙嗣基啓曰、傳曰、今觀朔書篆文、則沈機之篆文、可謂得其本體、而韓識篆劃、詳細重覽、則字字劃劃、無非模劃之處、筆劃、亦不楷正、如此之人、初何錄於別單、只塞責而已、政院聞〔問〕啓事、命下矣。凡朔書篆文、本院、觀其登科試券善書者、抄於朔書、筆劃雖拙、亦無遺抄啓於篆文、使之肄習、例也、故當初不得已抄錄於篆文啓下中矣。伏見沈機篆字之體法、果好、韓識所書、庸拙不精、全務改漆、不成字樣、雖無成就之望、今若因此減下、則似欠勸勉之意、姑爲仍存、使之肄習、何如？傳曰、朝家、每於一朔、書進篆文、不偶然也、而全務改漆、字劃庸拙、與體法、大不相似、

11) 『承政院日記』、国史編纂委員会、2巻、大韓美術精版社、1961年6月、第341頁。

12) 『承政院日記』、国史編纂委員会、9巻、大韓美術精版社、1961年6月、第313頁。

畫虎不成、雖仍置肄習書寫之際、不爲致意之責、在所難免、推考。¹³⁾

西暦1676年、すなわち肅宗2年、中国清代の聖祖康熙15年、1月27日、『承政院日記』第250冊の記録では、朔書篆文に対してはその字法を重視しており、誤りがあってはならず、筆画の拙劣な者は避けられねばならず、その後、徐々に練習すべきなど、当時の朔篆に対する考察の厳しさを窺うことができる。

金始炯啓曰、朔書篆文不書、不得懸頓事、曾已申飭。而修撰李宗白、校書博士嚴宅周、副司果鄭益河、今正月朔篆文、不爲書進、事甚未安、竝從重推考、何如？傳曰、允。¹⁴⁾

西暦1730年、すなわち英祖6年、中国清代の世宗雍正8年2月3日、『承政院日記』第701冊には、朔書篆文には何の理由も書かず、違反者が処罰され、ごまかしの完成者が再推考されると記されている。この制度は朝鮮王朝における中国の篆書書法の発展と普及を規範化したものである。

嚴耆啓曰、奏御文字、何等審慎、而去十二月朔篆文科次榜目、有此誤書、臣之矇然捧入、不勝惶悚。原榜目、改付標以入、而當該注書所當重勸、而本院請推之外、無他可施之罰、何以爲之？敢稟。傳曰、拿處。¹⁵⁾

西暦1801年、純祖1年、中国清代の仁宗嘉禎6年、1月4日、『承政院日記』第1832冊の記録では、朔書篆文の科次に誤りがあったが、奏上されておらず、ラベルを変更するなどしていることから、どのように処罰すべきかを示唆している。朔書篆文の問題が現れ、支配階級の賞罰もはっきりしており、管理が適切であることがわかる。

『銀臺條例』、禮攷朔書

堂下文臣、年四十以下人、承文院分楷篆抄啓、每朔書進¹⁶⁾

『承政院日記』の条例にも、四十歳以下の文臣は、定時に篆書を朔書することの必要性が明記されている。

以上のように「朔書篆文」に関する日記の内容を分析してみると、朝鮮王朝の政府は、朔書篆文に対して非常に厳しい要求をしており、それを毎月提出しなければならず、いかなる理由でも朔篆提出しなければならず、書かない者がある場合は叱責され、相応の処罰を受けることになった。朝鮮王朝は、朔書篆文の書写制度を厳格に規範化し、王の統治を容易にするとともに、朝鮮王朝における篆書書法の規

13) 『承政院日記』、国史編纂委員会、13巻、大韓美術精版社、1961年6月、第271頁。

14) 『承政院日記』、国史編纂委員会、38巻、大韓美術精版社、1961年6月、第740頁。

15) 『承政院日記』、国史編纂委員会、97巻、大韓美術精版社、1961年6月、第265頁。

16) 『銀台條例』、朝鮮高宗命編、活字本、高宗7序、1870年。

範化を発展させている。

3 篆額

また、『承政院日記』には、「篆額」すなわち篆書で石碑の額や家舎の額に書くことに関する資料があり、仁祖、顯宗、英祖、正祖の在位期間の日記にも以下のような内容が何度も記載されている。

答判敦寧府事金尙容筈曰、省筈具悉。今此篆額、所關甚重。卿雖眼暗、勉強寫進。¹⁷⁾

西暦1634年、仁祖12年、すなわち中国明代の毅宗崇禎7年、7月14日、『承政院日記』第44冊の記録には、篆額を書くことの重要性和関連して、書写を練習して努める必要を説いた。政権によって提唱された書体であったため、書写官は真劍であった。

長遠曰、荒山碑閣額號書送事、亦有登對時稟處之教矣。額號二字缺聖烈二字、外議皆以爲、不爲穩當、莫若依碑數字缺爲宜。至於以篆字書之、則行路過去之人、不知、直以隸字書之無妨云矣。太和曰、聖烈數字缺只以荒山大捷書之、可矣。上曰、額號則雖數字缺所書、予意則欲以篆字書之、未知何如。太和曰、碑面則例用篆字、而家舎題額則多用隸字矣。上曰、篆字、亦多用家舎之額矣。以篆直書、可也。金始振曰、臣亦見此碑。¹⁸⁾

西暦1666年、顯宗7年、中国清代の聖祖康熙5年、7月13日、『承政院日記』第196冊の記録には、篆額の文字が欠けていると官吏が思ったところは隸書に変えることができたが、篆書で書く習慣があった庶民にはそれが読めなかった。それと同時に、家舎の額については、隸書がよく使われていたが、顯宗は、碑額だけでなく、家舎の額も篆書を使うべきだと考えていたのである。

碑石制様、古今各異、健元陵碑石、則額篆六字、書於龍頭之間、今亦依此爲之耶？上曰、近來碑篆、寫於何處乎？益河曰、近來神道碑、則皆以篆字、橫書於碑石正面之上、是所謂篆額也。上曰、今亦依篆額例爲之、可也。益河曰、聖教既如此、則但以承仁順聖神懿王后齊陵神道碑銘、十四字書之乎？上曰、若以十四字橫書於前後面、則王后之后字、必書於後面矣。益河曰、事體重大、不可不問議於大臣。臣於昨日、親往面議於首揆。則以爲尊號四字、神道二字、當書於碑面初行矣。篆額則不必疊出云矣。上曰、然則神懿王后四字、則書於前面碑額、齊陵碑銘四字、則書於後面碑額、可也。益河曰、碑文中有可書於極行處、有可書於中行處、依上疏書寫例、分三層高低耶？上曰、碑文與疏筈有異、問一字書之、可也。¹⁹⁾

17) 『承政院日記』、国史編纂委員会、2巻、大韓美術精版社、1961年6月、第973頁。

18) 『承政院日記』、国史編纂委員会、10巻、大韓美術精版社、1961年6月、第698頁。

19) 『承政院日記』、国史編纂委員会、53巻、大韓美術精版社、1961年6月、第489-490頁。

西暦1744年、英祖20年、中国清代の高宗乾隆9年、9月17日、『承政院日記』977冊には篆額の定義が記されるとともに、英祖と大臣は碑石の書き方を論じ、その石碑にどのように文字を並べたのかを記している。

朝鮮王朝は、書写だけではなく、石碑にも篆書を用いて書くことを求め、家舎の額でさえも篆書の統一を求めた。儒教の正統思想を中心にしつつ、朝鮮王朝による正統書体としての篆書書法が発展し普及したことは、東アジアにおける篆書書法の発展の有効性を示すものであった。

肅宗7年11月14日、中国清代聖祖康熙20年、すなわち西暦1681年の『承政院日記』第286冊にはこのように記録されている。

正英又曰、凡篆字、於國家吉凶事、多有用處、而近日朔書、皆是雜體、且不盡心書進、有若戲弄者然、極爲寒心。且自許穆篆字出、後人、皆好新效奇、多用其體、其爲字樣、尤爲凶惡。今後則大小篆及上方大篆外、雜體禁斷事、令政院申飭、何如？上曰、令政院申飭禁斷、可也。²⁰⁾

先に述べた許穆（1595年-1682年）は、字は文甫、和甫、号は眉叟、台領老人、諡号を文正といい、朝鮮王朝後期の政治家、思想家、作家、詩人、書画家および教育家であって、大司成、吏曹判書、大司憲、右議政などを歴任した。許穆は、博学の儒学の弟子であり、儒学の經典を通読し、幼い頃から従弟の許厚に学問を学んだ。許厚は古伝を得意とし、許穆の書道学習に大きな影響を与えた。壮年期に出仕せず、50歳になって初めて官職に就いたが、許氏は古文が好きで、古問經学や文字学に専念した。そのことは、彼に篆書書法で有名になる基礎を築いた。許穆は、多くの作品を残し、『星湖全書』において眉叟三帖を跋したが、「眉翁之篆流遍四方家家屏障」²¹⁾を記している。とはいえ、彼の篆書書法の作品はあまり伝わっていない。その中でも代表的な作品は『陟州東海碑』である。他にも奎章閣が所蔵する『眉翁心画』や、いくつかの懸額があり、他の作品には神道碑や墓碑銘が書かれている篆額がある。このような状況になったのは、甲戌獄事の後に南朝の政治が衰退し、文化が大きな打撃を受け、動乱に加えて多くの遺跡や書物が消滅させられたためである。

しかし、この記録によれば、許穆の篆書が後世、新奇のために、模倣の対象とされた。しかし、王が篆書は国家の吉凶にかかわると思っていたにも拘わらず、朔書において心をつくして書くことができず、雑な書体によるからかいの意味をもっていたので、政院は警告を発し、篆書書法の書き方を規範化すべきであると主張した。これについては、許穆の評価に反して、その原因を究明したらしい。許穆は、生涯にわたる書の中で、代表作『陟州東海碑』が分水嶺となっている。それを基準に前期書法と後期書法に分けられる。また、『陟州東海碑』は許穆67歳（1661）のときに完成し、『承政院日記』による警告の内容を1681年に記している。この警告の内容は許穆の書風が変わった後のことである。以下に具体的な分析を行う。

『陟州東海碑』の内容は許穆が作った「東海頌」で、四言詩であり、192字である。奇妙な篆書で書か

20) 『承政院日記』、国史編纂委員会、15巻、大韓美術精版社、1961年6月、第231頁。

21) 李瀾、『星湖全書』、巻37〈跋眉叟篆三帖〉、麗江出版社、1984年、第725頁。

れており（図1）、筆法や線などは、伝統的な筆法に反して、筆画の起筆が太く、収筆がオタマジクシのように極細で、引き戻しを伴うものもあ流。例えば「百」については、草書の筆法のように、線は滑らかではあるが不均一であり、多くの書体を混ぜている。伝統的な篆書は守られていて、線と字形は均整で、正統な書法に従い、王にとっては統一できるとともに教化しやすく、儒家思想を守ることを主眼とする正統なものであった。



図1

三 『承政院日記』と科擧制度

科擧制度は、文人の生活としては古代中国だけでなく、海外にも広がっており、東アジアやそれ以外の世界の文明化に重要な影響を与えた。朝鮮半島の科擧制度は、中国を除いて最も長い期間持続し、また最も完備された科擧制度であった。新羅時代に朝鮮半島の科擧制度が芽生え、788年に唐代を模して科擧制度が行われ、儒学を基準とした科擧試験制度が施行され、「読書三品科」が設置された。これについては「新羅元聖王四年、始定読書出身科。讀春秋左氏傳若禮記、文選、而能通其義兼明論語、孝經者、為上。讀曲禮、論語、孝經者、為中。讀曲禮、孝經者、為下。讀若博通五經三史、諸子百家者、超擧用之。前此、但以射選人」と言われている²²⁾。いずれにせよ、儒家經典の掌握度は官職の高低を決定し、一定の影響を与えることで貴族階級にとって利益があったが、朝鮮半島における科擧制度の発展は決して順風満帆ではなかった。高麗時代まで光宗王は、「君弱臣強」という境遇にあったため、前代の「読書三品科」を総括した上で、中国後周の翰林学士の双翼の提案を採択し、「開科取士」の選官制度を採用することを決定した。高麗時代の科擧制度は、中国の唐、宋、元時代の先進的な科擧の経験を結び付け、同時に本国の国情に合わせて、土地柄に応じた科擧制度を採用し、支配階級にとって国家の安定をより良く維持するために大きな貢献をした。

朝鮮時代の科擧制度は1485年に決定され、四百余年を経て、1894年に廃止された。朝鮮王朝が成立し

22) 楊紹全、『韓国文化史』、濟南、山東大学出版社、2009年、第6頁。

た後、科挙制度はまず前代の旧有制度を参考し、次に同時代中国の明代の科挙制度を参照したが、それは以前の科挙制度よりもっと完璧かつ綿密だと思われる。科挙制度は、封建王朝が朝廷の官員を選抜する重要なルートとして、その試験の範囲から当時の統治階層の階級的意志を窺うことができる。

科挙制度は主に3つの性格を含んでいる。すなわち、文科与進士科、武科と雑科である。その中で、文科与進士科の初期試験の考察範囲は、程朱注による「四書」と「五経」であり、考生は儒家經典の掌握とその理解状況を考察した。武科の再試験の範囲は、「四書」と「五経」の中から一つを試験することであった。各科の試験範囲を見ると、朝鮮王朝に儒学思想が深く浸透したことで、支配階級の儒学思想への信頼が生まれ、またそれを支える根拠も固められた。

朝鮮王朝の支配階級は、儒家思想に奉仕し、儒教の強大な生命力に頼って、強固な社会を形成していたのである。科挙制度の違いは、教育産業の方面に影響し、古代の読書入仕の観念が浸透したことである。また、儒学思想の教化に加えて、士子たちが朝廷に奉仕する道を開いた。科挙教育制度については、『承政院日記』にも十分に記録されており、その中には「篆文科次」、「篆字選官」、科挙、選官にかかわる「篆法」が含まれているが、それを以下に詳述する。

1 篆文科次

『承政院日記』の一部には『篆文科次』が含まれている。仁祖、孝宗、英祖、正祖、純祖の在位期間中の日記の記載であり、これらの王の在位中の日記について、それぞれ関連する資料となっている。以下にそれを記す。

具鳳瑞啓曰、以篆文科次、傳曰、此篆文中、無誤字乎？問啓事、傳教矣。取考篆文、則多有不似篆様者、而當該試官、必有分等科次之意、問于試官、爲當。敢啓。傳曰、依啓。²³⁾

仁祖13年、中国明代の毅宗崇禎8年、すなわち西暦1635年、9月13日、『承政院日記』第49冊の記録には篆文科次で、篆字に誤りがないかどうかを検討したが、試験の過程で篆書をなしていない場合が多いことが判明した。さらに試官の必要があったため、科次に分けて、朝廷に良質な官員を提供する必要性が生まれたという。

以奉常奉事張俊南六月朔篆文科次、傳于南翽曰、此人篆字、頗爲致慮精熟、極爲可嘉。特賜兒馬一匹、以爲勸獎之地。²⁴⁾

孝宗2年、中国清代の世祖順治8年、すなわち西暦1651年、7月11日、『承政院日記』第120冊に記載された内容では、篆文科次の中で、篆書をよく知っている人は褒賞に値するとし、特賞は子馬1頭を与えるとした。当時の篆文科次の重要性と、政治的に明確な賞罰制度が見られる。

23) 『承政院日記』、国史編纂委員会、3巻、大韓美術精版社、1961年6月、第243頁。

24) 『承政院日記』、国史編纂委員会、6巻、大韓美術精版社、1961年6月、第774頁。

朴文秀啓曰、朔書、不得以不書懸頓事、曾有申飭、而副司果尹得和、副護軍韓師得、副校理任珽、攝司書韓顯譽、去十二月朔、朔書無緣不書、其在事體、誠涉未安、竝從重推考。篆文科次試官兵曹判書金在魯、頃者科次時、格外褒貶懸注、故請推申飭、而今又懸注、事甚未安、亦爲推考警責、何如？傳曰、允。²⁵⁾

英祖7年、中国清代の世宗雍正9年、すなわち西暦1731年、1月7日、『承政院日記』第717冊の記録によると、篆文科次の試験官は、科次の中で褒めそやすことが多々あったため、それを警告することが求められており、篆文科次制度の厳しさが見られる。

以篆文科次單子。傳于閔台懋曰、近來篆文應試者數少、善書儒生、依例加抄事、分付、雖以知製教事言之、成命已至經年、尙不抄啓事體所在不當若是、明日加抄事、一體分付。²⁶⁾

正祖9年、中国清代の高宗乾隆50年、すなわち西暦1785年、5月2日、『承政院日記』第1582冊の記録によると、篆書科次の受験者が減少した。篆書の弁別度が低くなり、書くことと理解することが非常に困難となった。少数の受験は儒生であることが多くなった。

以上の日記の内容から、朝鮮王朝の科挙は、篆文を試験の内容とし、試験中に書かれた篆書の内容の正誤を判定し、篆書書法に似ていない者には、篆字試官を行い、等級をつけるとともに、上級者には手厚い奨励があったことがわかる。篆文科次においては、朝鮮王朝への任官にあたっては要求と基準が高く、奨励制度の施行により、官位を封じたい文人の知識と学問が強化された。

2 篆字試官

先に述べたように、篆文科次には、篆書を正確に書けない者がいるため、篆字試官を行った。篆書の要求は厳しくなり、『承政院日記』には、仁祖、顯宗、肅宗、英祖の在位中の日記である「銀台条例」と「銀台便考」にそのことが以下のように記載されている。

金大德進曰、小臣不知篆文、當初啓下篆字試官、固已惶恐、且自上前大病之後、精神昏耗、字法工拙、亦不能詳見事承下教、惶恐待罪。必以從事篆文者考之、方可進退而勸懲之。伏望更爲啓下知篆者以考之。上曰、勿辭。今後各別察爲。²⁷⁾

仁祖13年、中国明代の毅宗崇禎8年、すなわち西暦1635年、9月24日、『承政院日記』第50冊には、受験者は篆字試官が必要であり、肩身の狭い思いをしていたことが記されている。大病、精神的消耗、字法工拙などで処罰されることを心配していることから、篆字試官の厳しさは甚だしく、入仕希望者に大

25) 『承政院日記』、国史編纂委員会、39巻、大韓美術精版社、1961年6月、第582頁。

26) 『承政院日記』、国史編纂委員会、85巻、大韓美術精版社、1961年6月、第1頁。

27) 『承政院日記』、国史編纂委員会、3巻、大韓美術精版社、1961年6月、第262頁。

きなストレスを与えていることがわかる。

洪重普曰、明日文臣朔試射試官、擬望以入之意、敢稟。上曰、篆文違格者、以朱筆、畫其違處以入、可也。遂罷出。²⁸⁾

顯宗10年、中国清代の聖祖康熙8年、すなわち西暦1669年、12月19日、『承政院日記』第217冊には、朔書試官と篆文者が、誤ったところを朱筆で書き入れることができ、篆書が難しいため、政府は次第に篆書試官の要求を緩和したという。

近日臣以篆文試官、考之篆書、僅能依樣、全不致力、年少文官、手書奏御之書、亦不盡力、則雖以臨講改式、亦未知其果能著實講習也。南龍翼曰、不但朔書、爲然、近來月課、名官、則全不製進、故其數不過十數張、誠爲寒心矣。上曰、以月課單子、觀之、不作者、居多、其怠慢之習、誠爲無據、更爲申飭、連三次不作者、依前罷篆文精寫事、自政院亦爲各別嚴飭、可也。²⁹⁾

肅宗14年、中国清代の聖祖康熙27年、すなわち西暦1688年、1月12日、『承政院日記』第327冊の記載によると、篆字試官は、篆書を用いて試験したが、ただの篆書の模様だけになって、精力的に書くことを怠っていたことに対して、政院は嚴罰を科したという。

鄭羽良啓曰、篆文朔書科次、宜進其等一張、宜抑其等三張、宜進其等、似當爲三下一、而宜抑其等一張、爲三下一、其果然乎？科次試官處問啓事、命下矣。問于科次試官處、則以爲三下一之篆書、則論其筆畫之善、宜書三中、而體法非正、故、抑其等書以三下、置諸三下之首、三下二之篆書、則筆畫頗生、不足於三下、宜居三下三四之下。而取其正體、進其等、故、書以三下二三下三四之篆書、則筆畫頗善、而體法非正、故、抑其等置之三四云矣、敢啓。傳曰、知道。³⁰⁾

英祖6年、中国清代世宗雍正8年、すなわち西暦1730年、12月4日、『承政院日記』第715冊に記載された内容は、篆文科次して選官することは、篆書の筆画の良否によって等級を区分することで、朝廷の選官に良い参考資料を提供したという。

禮攷朔書

試官、二品以上、分楷篆抄啓、輪回考試、各取三人、賞紙有差、無緣不書、禁推。³¹⁾

28) 『承政院日記』、国史編纂委員会、11巻、大韓美術精版社、1961年6月、第654頁。

29) 『承政院日記』、国史編纂委員会、17巻、大韓美術精版社、1961年6月、第322-323頁。

30) 『承政院日記』、国史編纂委員会、39巻、大韓美術精版社、1961年6月、第465頁。

31) 『銀台条例』、朝鮮高宗命編、活字本、高宗7序、1870年。

『承政院日記』には条例の規定があり、二品以上は試官が楷書、篆書を書き、輪廻試験を行い、理由のない内容は書かないということである。

禮房攷朔書

朔書文臣、承文院抄啓、每朔試以楷篆、試官二品以上、自本院抄啓、每歲首、自承文院年滿四十以上人減下、書啓來呈、則并與本院試官加抄一体正書入啓。楷書一百字、眞草二十字、篆字四十字、被抄人員每朔書進本院、科次日、禮房承旨定試官、割秘封填字出、送考試、而出榜目、并與元券入啓、三下以下自居首至第三等爲入格、居首紙五卷筆四枝墨三笏、之次紙三卷、之次紙二卷、榜目啓下、則依例捧傳旨、出榜時并與有頃人、同爲出榜、試官榜末録入無縁不書人員、定式禁推傳旨捧入。朔書人員加抄、則新榜分館後爲之、儒生中善楷篆人、亦爲特抄、而并自承文院舉行。³²⁾

承文院では、毎月、朔文試官が楷書、篆書を用いて書き、科次の後に掲示して、理由を言わずに書かない者は罰を受け、楷書、篆書をよくする者は、承文院に入ることができた。

以上のように、篆書を読むことは難しかったが、特定の篆法があるため、多くの人は試験のときに形だけは書くことができるものの、推敲に耐えられなかった。試官にも賞罰があり、優秀な者は承文院に入ることができたが、誤りがある者は、軽ければ、後から検討して見直し、重い場合には、規定によってその官職を辞退させるというやり方で、朝鮮王朝にとって、より質の高い篆書人材を提供する制度を作った。

3 篆法

先に述べたように、篆書の学習には特定の篆法があったが、当時、篆法の知識を持つ者は少なく、個々別々に篆法を知る者しかいなかった。篆法に関する内容は『承政院日記』に、仁祖、顯宗、肅宗、英祖の在位中の日記に記載されており、以下の通りである。

趙翼、以迎接都監遠接使言啓曰、天使或有求見篆字之時、故自前帶去書篆之人、算員景惟謙、能解篆法、依例帶去、何如？傳曰、依啓。³³⁾

仁祖4年、中国明代の宗祖天啓6年、すなわち西暦1626年、3月8日、『承政院日記』第12冊の記録には、篆字を見たいときには、篆法を解くことができる人を探すことになったが、篆法はかなり難しく、すべての者が通読できるわけではなかったという。

翰苑之規、不行公者削職、然後其餘可無拘礙、槐院亦必類此、李廷弼削職、可也。右副承旨李世

32) 『承政院日記』、国史編纂委員会、『銀臺便攷』卷之七、大韓美術精版社、1961年6月。

33) 『承政院日記』、国史編纂委員会、1巻、大韓美術精版社、1961年6月、第515頁。

最所啓、今因槐院官推考之命、有所仰達、補畫之不善、誠有官員不察之失、而不知篆法、則雖欲致察、例難辨解。凡朔篆書納之規、固是朝家勸獎之意、而近來率多不書之弊、雖或書呈、自寫者絕少、事甚未安。今後則各別申飭、槐院年少諸官、亦令留意篆法、何如？上曰、依此爲之、而朔書朔篆之規、朝家所以勸獎、意非偶然、而近觀書呈者、或不過數三張、全不成樣、有同兒戲、甚非勸課之本意、事極未安。此後則各別申飭、俾無不書之弊、可也。³⁴⁾

肅宗38年、中国清代の聖祖康熙51年、すなわち西暦1712年、12月7日、『承政院日記』第474冊の記録では、王は朔書の篆法に注意を求め、朝廷からの賞罰は偶然や気まぐれに生じるものではなく、不真面目に完成させた者は処罰されるべきであるという篆書に対する厳しい態度が見られる。

行司直閔鎮遠疏曰、伏以臣、負犯至重、譴罰至輕、纔閱旬而國有大慶、混蒙恩赦、欣忭之餘、感悚采增、顧以罪孽層積、情實未暴、有不敢輕進朝班者、跼伏田廬、只得與村翁野老、共效祝聖之悃矣。此際伏見敬寧殿寶篆書寫官、以臣名啓下云、臣誠驚怪縮慙、直欲逃遁而不可得也。臣於篆家、素所昧昧、昔年朔篆之寫進也、仰念朝家勸獎之意、雖不敢借手於他人、而依樣摸畫、不成字體、陞資之後、仍又廢閣者、今至十餘年矣、莫重寶篆書寫之任、決不可承當。伏況今茲縉儀、實是曠世罕聞之盛舉、尤何敢以罪戾滓穢之蹤、玷汚於其間乎？見今預差之員、曉解篆法、素名善寫、而都監之啓下也、班資是計、工拙倒置、其所取捨、未免乖宜、臣竊惑焉。伏望下臣此疏於都監、亟賜變通焉、抑臣區區情地、決不可復廁於簪紳之列、茲敢冒萬死附陳焉。³⁵⁾

肅宗39年、中国清代の聖祖康熙52年、すなわち西暦1713年、1月27日、『承政院日記』第475冊の記録では、文臣は簡単に宝篆書写官の任を担うことができず、派遣しようとした書写官が篆法に通じている場合に善筆と呼ばれた。当時、書くことよりも篆法を解説することの方が重要であった。

同知金大德啓辭、臣伏見下政院之教、此篆文中、無誤字乎？問啓事、傳教矣。篆文之選、出於隸字能書人揀擇之餘、故被擇之人、舉皆拙筆、而篆文之寫、則不出於命題、故應寫之人、預臨故篆文數十字、以爲傳習之地、古篆字法亦有異同矣。傳習未熟之人、暗記其中未熟之字、於小紙中寫呈時、有同依樣畫葫蘆、故字法、則不至大段失誤、而由其以拙筆、只習數十字、故結構作字、不成字樣。若論其筆畫、無一紙可取、而今番所書、張數甚少、筆法尤爲無形、故就其所書中工拙、而等第之矣。今者更取各人所書、而詳考之、則果有不成字樣者、故其中尤甚誤字、付標以入矣。緣臣素昧篆法、等第時、不能字字憑准古法、付標以入、至勤聖教、昏迷不察之罪大矣、惶恐伏地待罪。傳曰、知道。勿待罪。其中尤甚者、推考、以懲其怠慢之失。³⁶⁾

34) 『承政院日記』、国史編纂委員会、25巻、大韓美術精版社、1961年6月、第712頁。

35) 『承政院日記』、国史編纂委員会、25巻、大韓美術精版社、1961年6月、第791頁。

36) 『承政院日記』、国史編纂委員会、3巻、大韓美術精版社、1961年6月、第245頁。

仁祖13年、中国明代毅宗崇禎8年、すなわち西暦1635年、9月14日、『承政院日記』第49冊の記録では、篆書科次、試官などの試験において、字形をただ記憶している者が多く、覚えていない字を小さな紙に書いておき、それを模倣しているため、字法に誤りが多かったという。しかし、篆法を知っている者は少なく、篆法を知っている者は良く書くと評価されている。朝鮮王朝の篆書に対する厳格な要求や賞罰は偶然や気まぐれではなく、王は厳しい検討と賞罰によって弊害を少なくすることができて王朝の統治にとっては有効となった。

結語

『承政院日記』は、朝鮮王朝にとって最大の機密記録であり、当時の歴史的鏡像を復元することができる。『承政院日記』の篆書に関連する日記の内容を考察すると、朝鮮王朝における篆書書法の発展は、主に公的な支持に依存していたことがわかる。支配階級は自己の利益を守るために、様々な思想を比較しながら、最終的に儒学を教化思想として選択した。儒学の独特の性格が支配階級にふさわしいものであると考えられて選択され、儒学思想との融和的な関係が形成された。各種の「篆文書写官」を設置し、「朔書篆文」に厳格な要求を行い、そして「篆額」を広範囲に運用することで、儒学に基づく全体的な思想を社会に広げて支配者の統治基礎を築いた。朝鮮王朝の篆書書写の規定の本質は、時代全体の気風を統一したものであった。

統治思想が確立した後の次の段階では、「奉仕できる人材」を選択して育成し、科挙制度がうまく適応される状況が生まれた。朝鮮王朝にとって科挙制度の誕生には多くの深い意味が含まれており、その成立と変化を通して、王朝政策の制定やその方向性が見られた。朝鮮王朝全体における科挙制度の確立と整備に伴い、朝廷への受験生や官員の表記に対する要求がいつそう規範化され、詳細化された結果、篆書書体も規範化されていった。「篆文科次」、「篆字選官」及び科次選官の時に篆法に対する厳格な要求、明確な賞罰制度は、弊害を少なくし、支配階級の統治に有利なものとなったといえるであろう。

また、同時代の中国における篆書書法の復興は民間勢力によるものであったが、朝鮮王朝の篆書書法の興隆は、王朝の支配によるものであった。しかし、ともに積極的な役割を果たしたことは言うまでもない。

